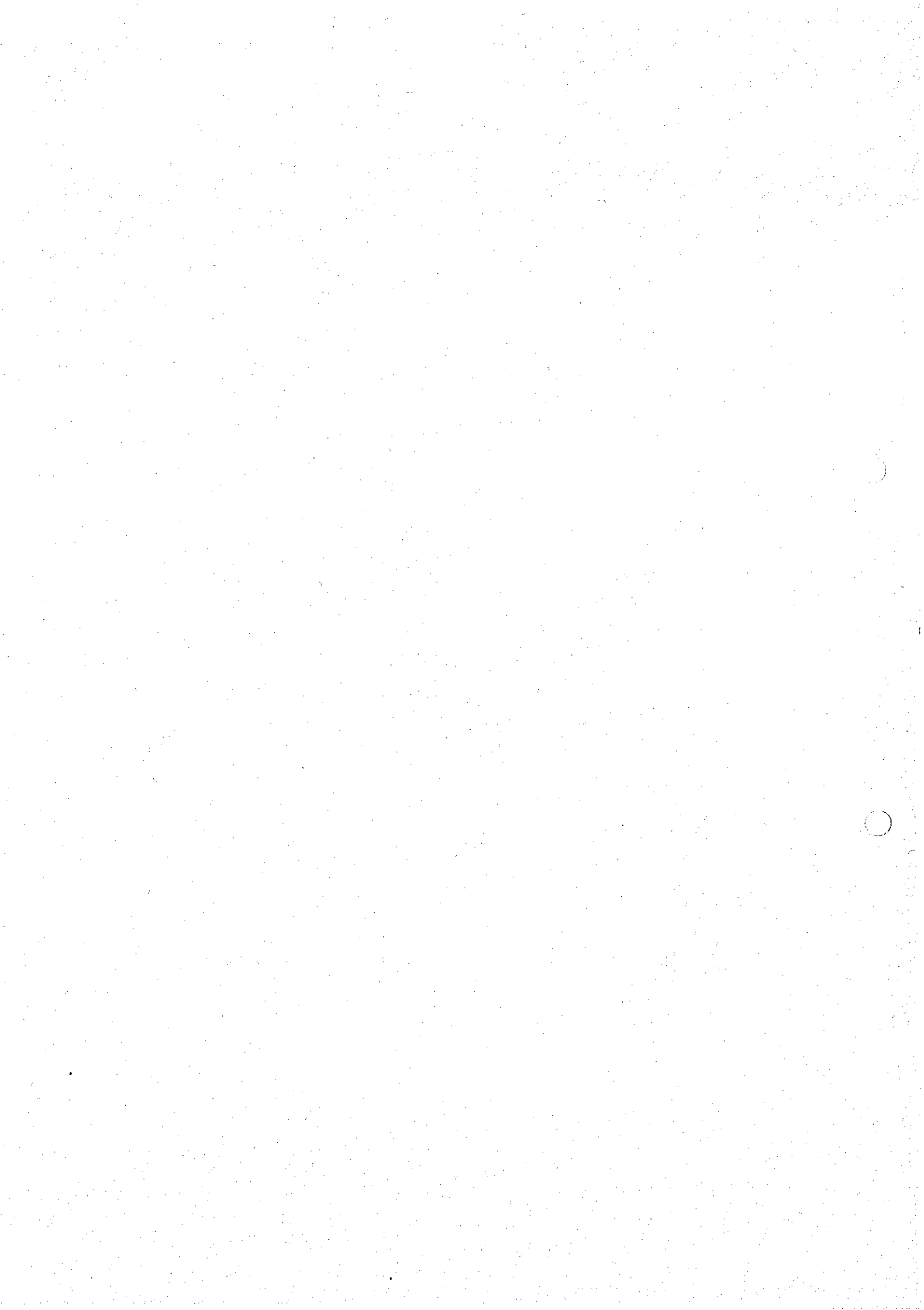


ニッポン 50周年 臨時号



報告

平成7年兵庫県南部地震



この悲しみ乗り越え 復興を誓う

兵庫県知事

貝原俊氏

一月十七日、兵庫県南部を突如として襲った大地震は、未明の街を無情にも激しく損壊させました。

この震災によって、愛する人を残し、遠い旅立ちをやむなくされた方々の無念さ、残されたご遺族の心痛を思うとき、胸を掻きむしられるような悲しさでいっぱいです。御霊の安らかならんことを祈り、衷心より哀悼の意を表します。

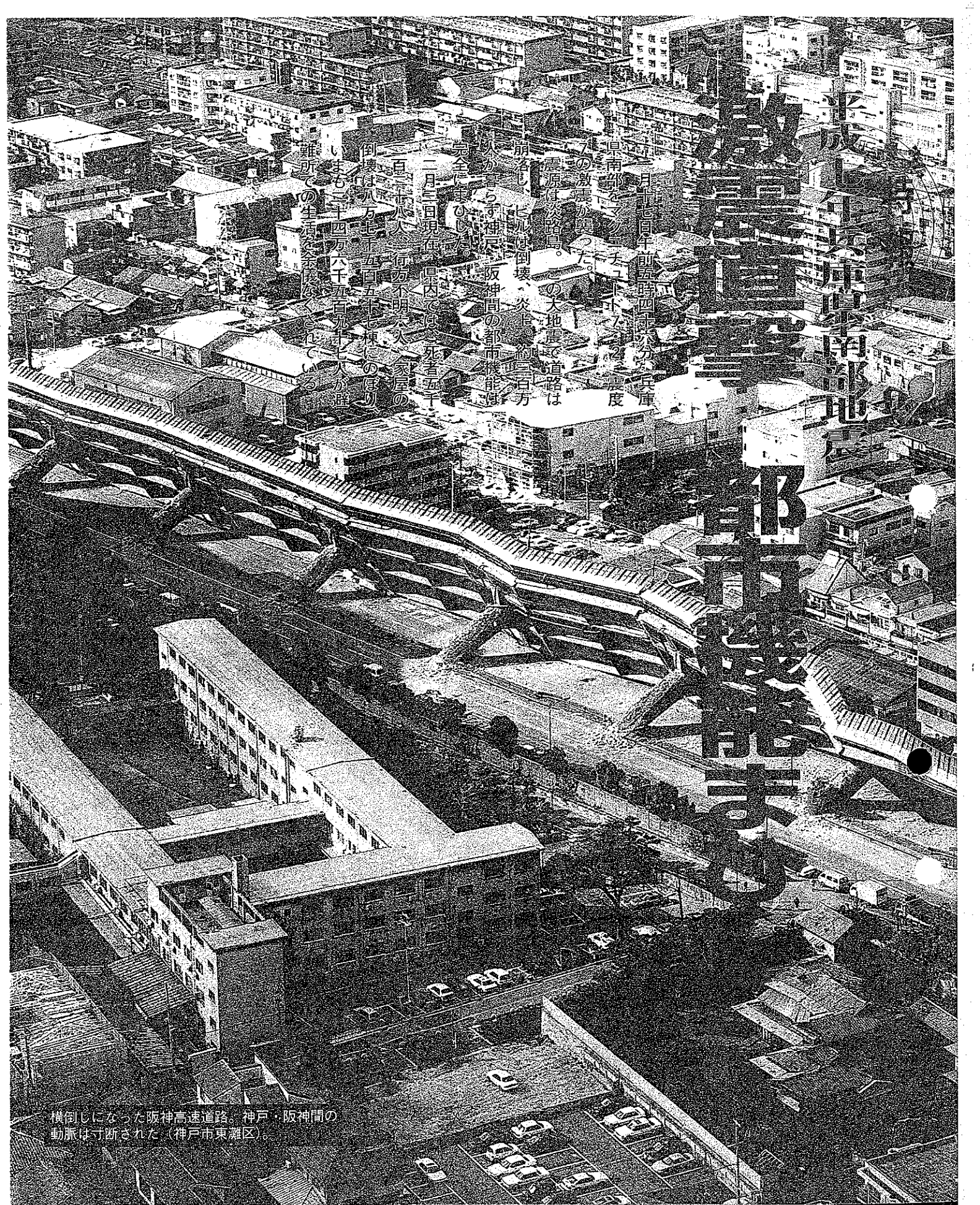
そして、今日、この時にも、傷病を受け、あるいは、避難を余儀なくされながら、厳しい生活に耐えて、明日への努力をされておられる被災者の皆さんに、心からお見舞い申し上げます。私自身、避難所に足を運ぶたびに、高齢者や障害者を思いやりながら、努めて明るい生活を送っておられる皆さんのお姿に、こみあげるような感動すら覚えます。

いま、懸命の復旧作業に取り組んでいますが、反省すべき点については厳しくこれを検証し、二度とこんな惨事が起こらないよう対策を講ずるとともに、心や街に刻まれた傷痕がいかに深く、辛いものであっても、私たちはそれを乗り越え、輝ける兵庫への復興をめざしていかねばなりません。

県民の皆さん、犠牲となられた多くの方々の御霊に報いるためにも、災害に強く、温かい心が通い合う地域を創生し、世界のモデルになる“安全なまちづくり”に死力を尽くしてがんばりましょう。

最後になりましたが、この度の大震災に際し、様々なかたがで温かい援護の手をさしのべ、お見舞いをいただいた国内外の多くの皆さんに、心から礼を申しあげます。





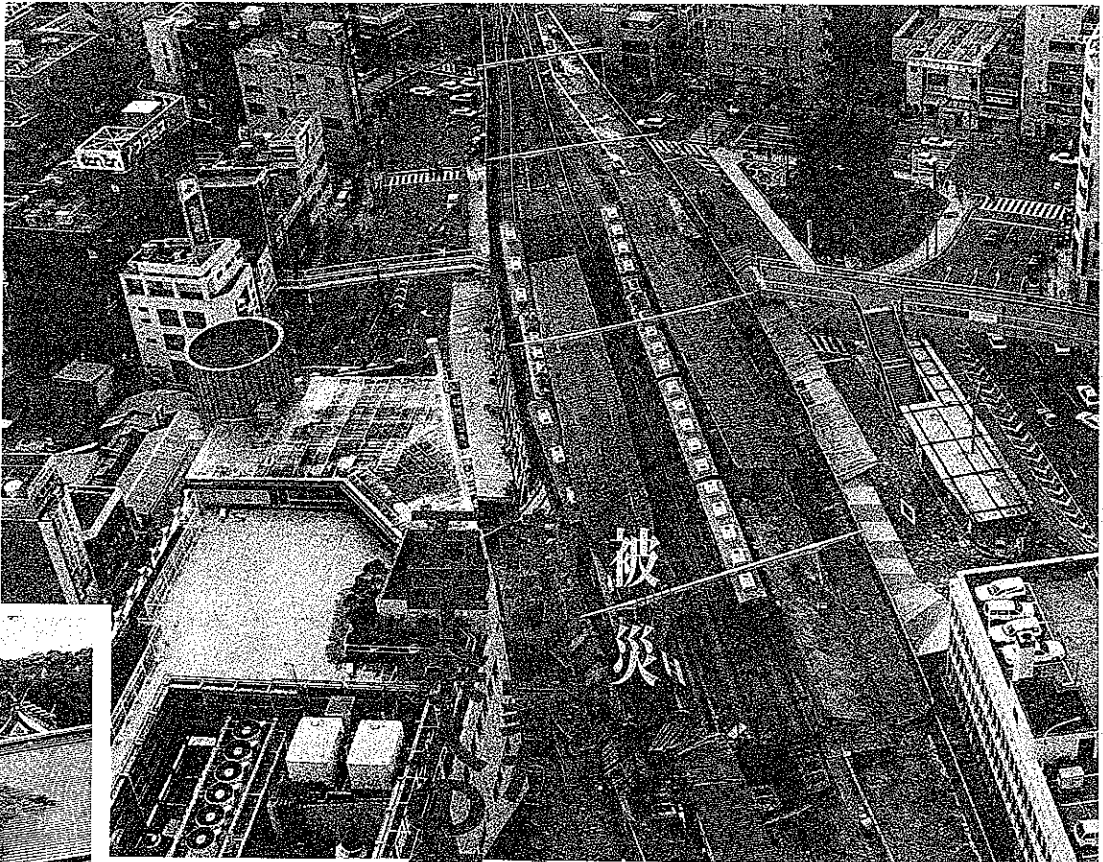
一月十七日午前四時四十分、兵庫県
 東部の神戸市に、マグニチュード
 7.2の激震が襲った。この地震は、
 震源が浅く、神戸市街に直撃した
 ため、被害が甚大であった。死者
 約2,000人、負傷者約4,000人、
 完全壊滅した家屋約10万戸、
 半壊した家屋約20万戸、倒壊した
 家屋約10万戸、行方不明者約10
 万人、被災者約50万人、罹災者
 約100万人と推定されている。

神戸市

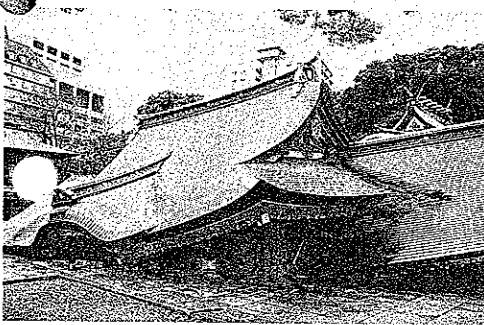
横倒しになった阪神高速道路。神戸・阪神間の
 動脈は寸断された（神戸市東灘区）。

地震による被害 (2月3日現在)

	合計	兵庫	大阪	その他
死者(人)	5243	5228	14	1
行方不明(人)	6	6	0	0
負傷者(人)	26804	24580	2126	98
家屋損壊(棟)	107610	87557	19778	275



な姿になった生田神社 (神戸市中央区)。



崩壊した阪急伊丹駅。仮復旧は3月中旬頃の見込みだ (伊丹市)。

無情の猛炎、生命奪う

衝撃音とともに、観測史上最大の地震が未明の街を襲った。

道路は各所で陥没し、神戸と大阪を結ぶ大動脈・阪神高速道路は橋桁が落下、神戸市東灘区では約五百メートルにわたって横倒しになった。JRの山陽新幹線は新大阪駅と西明石駅間の九カ所で橋桁が落下、神戸線では地盤が崩れるなどして、全面不通となった。阪神電車や阪急電車でも、高架部分が崩落し、脱線するなど、交通網は完全に寸断された。

地震直後には百万を超える世帯で停電し、八十五万戸以上でガスの供給が停止。百三十五万戸が断水したほか、電話は二十八万五千回線で発着信が不通となった。各地でビルや住宅が倒壊し、炎上



災害救助法の適用地域 (2月1日現在)

避難する車などで道路は渋滞し、水道管の破裂も重なって、消火作業は難航した。翌日以降も各地で新たな火災が発生し、火災件数は五百一件に及んだ。

被害額は約九兆五千六十億円にもなると推計(二月二日現在)され、被災市町は県内で十四市十町。五千人を超える死者をだした「兵庫県南部地震」は激甚災害に指定され、戦後最大の被害の震災となった。



直下型地震で倒壊した家屋 (北淡町)。

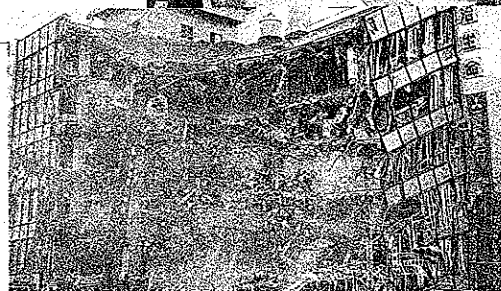


倒壊したアパート (西宮市)。



海外からの救援隊、第1号としてスイス災害援助隊が到着（神戸市灘区）。

給水車に長蛇の列をつくる被災者（西宮市）。



倒壊したビル。企業活動への影響も大きい（神戸市兵庫区）。

避難所で食糧などの配給を受ける避難者。県内外に物的、人的な支援の輪が広がった（神戸市灘区）。



復興へ懸命の一步 国内外から 広がる支援の輪

一月十七日午前七時、具原俊民知事を本部長とする「兵庫県災害対策本部」を設置し「平成七年兵庫県南部地震」による災害の緊急対策に着手した。

直ちに、市町の消防本部などと連絡をとり、災害状況の把握に努め、国へ連絡。あわせて、自衛隊に派遣を要請した。

人命救助を最優先に、警察、消防、

自衛隊が連携し、捜索・救出活動に全力をあげるとともに、消火活動に当たった。

道路網が寸断され、水道管が損傷するなか、消火作業や救助活動が困難を極めたため、自衛隊に増員要請し、他府県に対しても警察官や消防署員、医療関係者などの派遣を求めた。

避難者は一時、三十万人を超し、食糧や水、毛布の確保、配布に努力。余震が続くなか、二次災害を防止す

るために、被災建物の危険度チェックを実施した。あわせて、仮設トイレや仮設風呂、避難所救護センターの設置など、医療や衛生の確保を図った。

電気、ガス、水道、交通・通信網など、生命線の復旧が手聞取るなか、現在、二月末までを対象とする第二段階の救援・救護作戦を展開。住宅問題や生活を建て直し、事業を再開するためのいろいろな支援措置をとっている。また、食糧は、米を中心



復旧が進む鉄軌道。寸断された交通網の復旧に全力（西宮市）。



19日には村山首相が被災現地を視察（神戸市長田区）。

約3万戸を目標に建設が進む応急仮設住宅。公営住宅や一般家庭へのホームステイのあっせんなど、住宅確保に全力を傾注（神戸市兵庫区）。



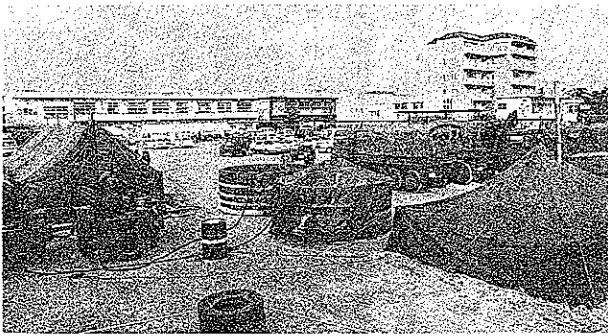
輪が広がっている。国においても、十七日に非常災害対策本部を設置。翌十八日、国土庁長官らの政府調査団が、被災地域を調査。十九日には村山首相が来県し、現地を視察した。これに際して、県は国の現地对策本部の設置を要望した。翌二十日には、兵庫県南部地震対策担当大臣が就任し、二十二日には、神戸市に政府の現地对策本部が設置され、本部長が就任した。現在、緊密な連携のもと、県・市町が一体となった活動を展開している。

一方、十七日には、厚生省が神戸市、淡路島にある津名・淡路・北淡・一宮・東浦の各町に対し、災害救助法の適用を決定。その後、適用市町は拡大し、二月一日現在、尼崎・明石・西宮・芦屋・伊豆塚・三木・川

に二月末までの必要量を確保した。

海外からも救援隊派遣の申し入れがあり、スイス災害援助隊やフランス災害救助特別隊が、活動を展開したほか、タイ王国から毛布の贈呈があった。

市民レベルのボランティア活動も高まり、救援物資の搬送や、義援金の提供、被災者の家庭受け入れなど、県内外から、温かい支援の輪が広がっている。



16カ所に仮設風呂が設置された。救助や復旧に尽力する自衛隊（西宮市）。

西の各市と淡路島全域を含む、計十市十町となった。これにより、自治体が行う避難所の設置、食糧や飲料水、医療サービスの供給、応急仮設住宅の提供などの財源が国により支援されることになった。「平成七年兵庫県南部地震」が激甚災害に指定され、県から国への要望に沿う形で、災害復旧への特別の財政援助や中小企業への貸付金の償還期間の特例など、県や被災者に対し、さまざまな特例・支援が行われる。

現在、自衛隊員約二万六千人、警察官約一万六千人、消防隊員約二万三千人、医療救助隊員約七百人を数え、国内はもちろん世界各地から多くのボランティアが支援活動を展開している。

二十一世紀・防災都市のモデルへ

復興計画(ひょうぶプラン)エニックス計画(策定)着手

兵庫県南部に壊滅的な打撃を与えた今回の大震災。被災地の人々は、この災害で支払った大きな代償をかみしめつつ、復旧と再生に立ち上がろうとしている。高齢化の進展や産業構造の変革など、社会が大きく変わろうとしているなかで、未曾有の災害から得た教訓を生かし、防災機能をもった慰霊公園をつくるなど、二度とこのような災害を起さないモデル防災都市づくりを計画的に進め、二十一世紀型の

活力に富んだ地域構造のモデルとなる地域として再生することが、五千人を超える尊い犠牲に報いる道でもある。

そのため兵庫県では、復興をめざして災害に強く、高齢者や障害者が安心して暮らすことができ、近隣が助け合い、そして都市と農村が手をつなぎ、世界に開かれたまちづくりを基本理念にした「阪神・淡路震災復興計画(ひょうぶプラン)エニックス計画」の策定に着手する

こととした。学識経験者らで構成する懇話会を設置することとし、二月十一日に第一回が開かれることになった。懇話会は被災住民をはじめ、広く県民の参加も得ながら、来月中旬に戦略ビジョンをまとめる。

また、これに先立って兵庫県は復興をめざしてこの二十一世紀にかけた都市再生を先導するため、現行の枠組みを超えた新しい制度の創設など、都市整備の手法を国に要望している。

その内容は、被災住民のエネルギーや産業の活力をよみがえらせることを最重点にして、民間主導の復興をめざし、これを誘導する法人税や所得税などの税の減免、事業活動の再開と活発化への規制の緩和や超低利・長期融資。さらには、六百三十兆円の国の公共投資の重点的配分、防災都市の核となる国立危機管理センターの設置などである。

二〇一〇年を視野に、生き生きとした地域社会を兵庫五五〇万人自らの手で進める、その新たな決意のもと、復興への取り組みが被災地から力強く始まろうとしている。

「余震に備えて」

1. 大揺れは1分程度で収まります。周囲の状況をよく確かめて、落ち着いて行動して下さい。
2. ストープなどを使用している時は、素早く火を消し、ガス器具は元栓を締め、電気器具はコンセントを抜くなど、冷静に火災を防いで下さい。万一、出火した場合は、消火器などで、ボヤのうちに消し止めて下さい。大声で、隣近所に声をかけ、みんなで協力して初期消火に努めて下さい。
3. 自動車での避難はやめて下さい。緊急自動車の通行や物資の輸送の妨げになります。持ち物を最小限にし、火災が発生した場合は風上に避難して下さい。
4. ラジオなどによる情報に絶えず注意し、デマに惑わされず、的確に行動して下さい。不要不急の電話はかけないで下さい。
5. 自動車を運転中の場合、ゆっくり道路の左側の空き地に停車し、エンジンを止め、キーをつけたまま徒歩で避難して下さい。
6. 行政機関などが、危険な建築物のチェックを行っています。立入禁止が表示された建物には、絶対、立ち入らないようにし、周辺にも近寄らないで下さい。
7. 狭い路地、塀ぎわに近寄らないで下さい。また、地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合がありますので、崖や川べりに近寄らないで下さい。

「普段の備え」

1. 家や塀の点検をし、老朽化している所などは補強しましょう。
2. 家具などの転倒や落下防止のため、止め金などで固定しましょう。
3. 使いやすい所に消火器などを置いたり、風呂に水をはっておくなど、消火に役立つものを備えておきましょう。
4. 市町指定の緊急避難場所を事前に確認し、安全な道順などを調べおきましょう。
5. 避難場所での生活に最低限必要な「非常持出品」を準備し、また、負傷したときに応急手当ができるように心掛けましょう。

緊急対策から生活支援対策へ

国に支援を要請

入居希望の全世帯に 仮設住宅等を提供

「県災害対策本部」は、電気・水道・ガス・電話の復旧を担当するライフライン部、食糧物資を確保する緊急物資対策部など計十七部でスタート（二月三十日現在二十二部）。

現在、緊急避難対策から避難生活者に配慮した生活支援対策を講じるとともに、地域の将来を見通した復興に取り組んでいる。

今回の大震災では、倒壊した家屋がおよそ八万戸余りにも及んだため、家を失った人に対する住宅確保が緊急の課題となっている。このため、関係市町と協力し、原則として入居希望者全員が、入居できるよう応急仮設住宅の建設を促進。二月中には一万一千戸、三月中にはさらに一万九千戸、合計三万戸の建設を予定している。受け付けも、お年寄りや身体の不自由な人でも申し込めるよう、郵送などの簡便な方法を検討している。

また、すぐに入居できる県営や市町営などの住宅、公団住宅のほか、他府県の公営住宅など三万戸を確保し、一時的な入居をあつせんしている。さらに、一定期間、被災者を受け入れてくれるホームステイ先の家庭の募集や仮設住宅入居までの間、無料で利用できる公的宿泊施設などの紹介を行っている。

このほか、県民の生活を支援するため、被災した世帯に対して、当面の生活資金などに、原則十

を限度として、生活福祉資金の特別貸付（小口資金貸付制度）を行う。

税制面では、法人県民税・事業税、個人事業税などの県税について、申告・納付期限などを平成七年三月三十一日まで延長。

県民生活に大きな影響を及ぼす家賃や生活関連の物価について調査や監視を行い、被災に便乗した物価の高騰や値上げなどの防止に努めるなど、生活の正常化に向け、さまざまな対策に取り組んでいる。

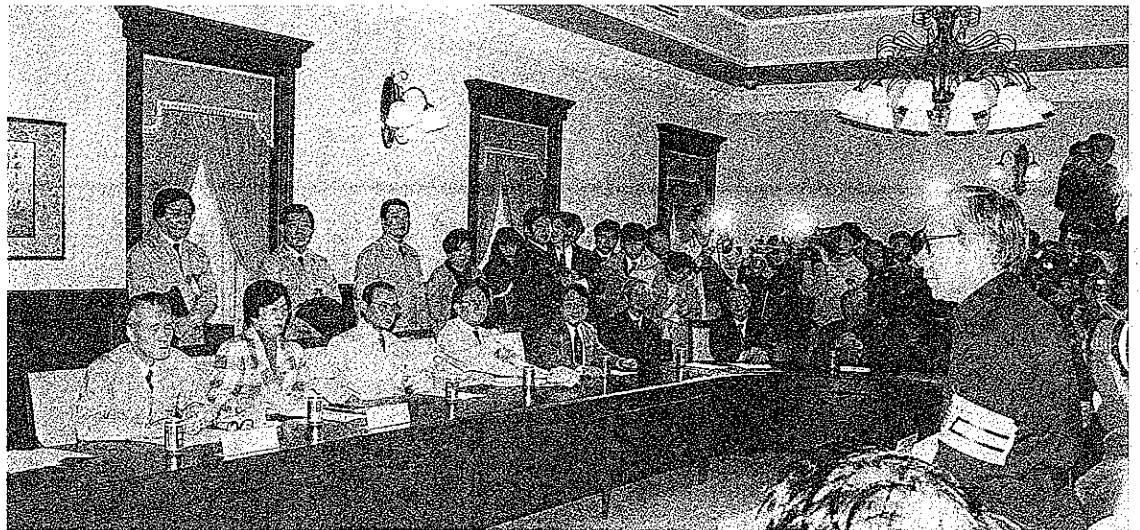
しかし、今回の災害は、多くの家屋やビルが倒壊し、鉄道、高速道路が損壊するなど、都市機能全般に甚大な被害を及ぼし、災害復旧は広範囲に及ぶ。このため、県民生活が正常化するまでには相当な期間を要することが余儀なくされる。

そのため、災害後の倒壊家屋などガレキの処理は、一部の事業所を除いて、市町などの公的機関が行うこととした。

県では、こうした復旧工事に必要な国の財政措置や新たな立法措置などについて、村山富市首相をはじめ政府関係に要望した。

各種相談窓口を開設

一方、県と県警察本部で「避難所緊急パトロール隊」を設置し避難所を巡回。避難住民の状況や要望を把握し、安全確認を図るほか、必要な物資などが供給されるよう調整している。医療をはじめ



現地視察に訪れた村山首相に貝原知事が国の全面的なバックアップを要望（神戸市・兵庫県公館）。

の総合的な支援を行うため「県救護対策現地本部」を神戸市、西宮市、芦屋市など七カ所に設置。医療相談や診療だけでなく、住宅などさまざまな生活上の要望や相談に応じている。

特に医療については、同本部のほか、医者や看護婦を常駐させた「避難所救護センター」を開設し、診療や行政的管理などを実施している。

また、被災した県民の要望や相談について、さまざまな窓口を開設。介護を必要とする高齢者や障害者の方などの相談に応じる「被災者福祉なんでも相談」、関係市町や団体と協力して、住宅が安全かどうかを診断する「住宅診断・相談」も。

また、中小企業の事業再開や今後の事業経営などについては「中小企業総合相談」、損害保険や生命保険などの支払いや被災した家電製品による感電や発火などの二次被害についての相談受付は「消費生活特別相談」、外国人県民向けに「緊急外国人県民特別相談」などの窓口を設置した。

このほか「県立女性センター」では、弁護士による専門的な法律相談など、さまざまな相談や情報提供を実施するなど、きめ細かな相談体制をとっている。

順次、復旧に努めており、電気は一月二十三日までに全面的に仮復旧しているが、ガスは三月中旬、水道は二月末の全面的な復旧をめざし、懸命の努力を続けている。

今後、災害に強いまちづくりをめざし、国と県、市町、関係団体が一体となり、懸命の復興を進めていく（相談窓口、医療などの情報の詳細については九ページからの「震災に関する生活情報」で紹介）。

「国への緊急要望」

県災害対策総合本部が国に要望した主な内容

●「兵庫県南部地震に係る緊急要望」（二月三十日まで）

I 重点緊急対策

1 緊急被災者対策

(1) 人命救助への支援

行方不明者の捜索、救出への自衛隊員の派遣、救出機材の提供、救急医療人材の派遣

(2) 食糧、水等緊急生活物資、衛生、医療の確保

給水、食糧等の緊急調達、毛布、暖房器具等生活物資の避難所への緊急配布、傷病人への医療と医薬品の確保、消毒薬等衛生の確保

(3) 緊急物資輸送の確保

物資輸送車両、ヘリコプター、航空機、船舶の提供、緊急物資輸送に係る道路優先通行等の実施

2 県民生活援助措置

(1) 生活の支援

被災世帯に一時金を支給する被災者見舞金制度の創設

(2) 住宅の確保

応急仮設住宅の必要量の建設と建設にあたっての人的、技術的支援

必要な教職員数を確保する財源措置と給食費の支給など被災児童生徒の学業に対する支援

(3) ガレキの処理対策等

個人の倒壊家屋を含めたガレキ処理対策の弾力

個人間の倒壊家屋を含めたガレキ処理対策の弾力

個人間の倒壊家屋を含めたガレキ処理対策の弾力

個人間の倒壊家屋を含めたガレキ処理対策の弾力

個人間の倒壊家屋を含めたガレキ処理対策の弾力

個人間の倒壊家屋を含めたガレキ処理対策の弾力

個人間の倒壊家屋を含めたガレキ処理対策の弾力

的実施と費用への助成

被災住宅や中小企業の事業所の解体や除去についての費用の助成

(4) 物価の安定

被災した福祉施設、医療施設、文教施設の復旧に係る設置者負担の軽減

(5) 上下水道・ガス、交通・通信網の早期復旧

4 安全の確保

(1) 被災建築物の点検

(2) 余震観測体制の確立

(3) 防災センターの設置など地震防災体制の整備

に対する財政措置の充実

(4) 阪神・淡路大震災特別措置法の制定等

震災に強く、高齢者や子どもなどにもやさしい、新たな都市づくりを計画的に行うため、震災復興のための事業について、建築の制限、迅速かつ円滑な実施、財政、税制上の特例措置などを含んだ新規立法の制定

6 地域産業の復興

県、市が実施する緊急災害復旧資金融資制度など金融面での支援

被災企業に対する所得税、法人税、酒税、地価税の減免措置など税制面の支援

地方公共団体などが被災企業のため、仮設工場や店舗を設置する場合などの補助制度の創設

被災事業の再開等に伴い、雇用維持・拡大を図る事業主に対する雇用確保支援助成金制度の創設などの支援

II 税財政上の支援

災害復旧、災害救助及び援護事業に係る多額の地方負担についての特別地方交付税、地方債による全額措置

被災者に対する固定資産税等地方税減免措置による減収額の補填

国民健康保険の一部負担金や保険料の減免等に伴う保険者（市町等）への全額補填措置

●「兵庫県南部地震の復興等に係る財政上の特別措置及び既存諸法の改正について」

I 復旧事業

1 激甚災害に係る特別財政援助

(1) 指定要件の緩和 国庫補助負担率引き上げ要件の引き上げと対象事業の拡大

(2) 特別の財政援助 国庫補助負担率の引き上げ

国庫補助負担率の充実と創設、融資制度の充実と創設、起債制度の充実と創設

2 災害復旧事業に係る特別財政援助

(1) 特別の財政援助 国庫補助負担率の引き上げ、国庫補助負担率の充実と創設

(2) 民間への融資制度の充実と創設

1 復興整備事業に係る財政特別制度の創設

(1) 国庫補助負担率の特例、街路、下水道、河川、砂防、治水、道路、港湾など

(2) 国庫補助負担率の創設、地区ヘリポート、防災緑地、防火用水供給設備、非常時連絡通信網など

(3) 復興整備事業債、単独事業や補助事業に充当、元利償還金を高率で交付税算入

2 地方税の不均一課税

3 民間への政府関係機関等による無利子、低利子融資

II 既存諸法の改正

1 瀬戸内海環境保全特別措置法

2 保健婦助産婦看護婦法等施行令等

3 公害健康被害の補償等に関する法律

4 所得税法等

5 鉄道軌道整備法施行規則

6 建築基準法

7 建物の区分所有等に関する法律

8 公営住宅法など

インフォメーション

震災に関する生活情報

この情報は1月31日現在のものです。今後、定期的に新しい情報をお届けします。ご利用ください。

住宅

●他府県の公営住宅などのあつせん被災して住宅を失い、住宅を確保できない人などを対象にあつせん。入居できる期間は、最短で3カ月、最長で1年間▼電話番号▶被災者用公営住宅等斡旋支援センター▶06(945)2832または県住宅管理課▶078(362)3628(9)▶受付時間▶午前9時〜午後8時(土日でも可)。ただし、兵庫県、大阪府の公営住宅については、在住各市の災害対策本部へ。また、淡路島の各市町在住者は県住宅管理課へ。

●総合住宅相談 住宅に関する融資や法律などの相談、不動産情報や公的住宅情報の提供など▶場所▶神戸市中央区北長狭通5-5-26兵庫県不動産会館2階▶078(362)5219▶受付時間▶午前10時〜午後5時(土日でも可)。
●ホームステイ相談コーナー▶一時的に、一般家庭での生活を希望する人にホーム

ステイ先をあつせん▶開設場所▶神戸市：野寄公園(東灘区)、浜田公園(灘区)、宮本公園(中央区)、門口公園(兵庫区)、県立文化体育館東側(長田区)▶西宮市：安井小学校▶芦屋市：芦屋公園(松浜公園)▶尼崎市：尼崎市役所ボランティア相談コーナー▶伊丹市：伊丹市役所1階相談コーナー▶宝塚市：宝塚市役所ボランティア本部横▶川西市：川西市役所1階総合相談所横▶淡路各町：淡路県民局▶受付時間▶午前9時〜午後6時▶問い合わせ▶県統計課▶078(362)3861へ。

入浴

●県が設置する仮設風呂▶場所等▶神戸市：諏訪山小学校・中央区中山手通4-23-2▶078(221)2539(シヤワー)5基▶宝塚市：宝塚市役所・東洋町1-1▶079(7)1141(2人用風呂)12基▶シャワー20基。(神戸市、芦屋市などに追加設置の計画があります)。
●自衛隊による仮設風呂▶場所等▶神戸市：神港第一突堤・中央区神港町▶小野柄小学校・中央区小野柄通2-1-30▶078(221)0003▶灘小学校・灘区千日通1-5-1▶078(871)0481▶本庄小学校・東灘区青木4-1-1▶078(411)0339▶東灘小学校・東灘区深江北町2-1-1▶078(411)0556▶大黒小学校・須磨区大黒町4-1-1▶078(732)2441▶御蔵小学校・長田区一番町4-1-1▶078(575)2226▶水木小学校・兵庫区水木通9-1-18▶078(575)8360▶芦屋市：精道小学校・精道町8-25▶079(32)1111▶西宮市：香櫨園小学校・中浜町3-32▶079(22)1030▶北淡町：北淡東中学校・富島2▶079(82)056▶入浴可能者▶各1槽あたり

70人/時間。翌日の準備の都合上、終了間際の入浴はご遠慮願う場合もありますので、ご了承ください。入浴時間は場所により異なるので、入浴しようとする人は電話等による確認をお願いします。
●一般公衆浴場等、被災者に浴場開放するゴルフ場の開業状況 避難所に掲示してありますので、ご覧ください▶問い合わせ▶県生活衛生課▶078(362)3257へ。

医療

●避難所救護センターでの一時医療 症状によっては専門医療機関への転送や後送、救急対応、流行性疾患の早期治療、乳幼児などの健康管理など▶開設場所▶神戸市：野寄公園(東灘区)、浜田公園(灘区)、県福祉センター(中央区)、久遠寺(兵庫区)、県立文化体育館東側(長田区)▶西宮市：安井小学校▶芦屋市：芦屋公園(松浜公園)▶宝塚市：西公民館、総合福祉センター▶北淡町：北淡東中学校、育波小学校▶診療時間▶各センターで異なります▶問い合わせ▶県医務課▶078(362)3242へ。
●精神科救護所 震災による精神的なショックや心の悩みについての相談窓口です。通院していた人への服薬処置なども▶開設場所▶神戸市：東灘、灘、中央、兵庫、長田、須磨の各保健所▶西宮市、芦屋市、伊丹市、津名町の各保健所▶開設時間▶午前9時〜午後5時▶問い合わせ▶県地域保健課▶078(362)3263へ。
●心の相談 被災を受けた人の心の悩みにカウンセラーがお応えします▶場所▶県立女性センター・神戸市中央区東川崎町1-1-3▶神戸クリスタルタワー18階▶078(360)8551(電話相談のみ)▶受付時間▶午前9時〜午後5時(当面、土日も開設)。

福祉

●義援金の第一次配分 死亡した人や行方不明者がいる家庭、住んでいる家が全壊、半壊などの被害を受けた家庭に対して義援金が配分されます。死亡診断書や罹災証明書で、被災状況を確認してから配分しますので、若干時間がかかります▶配分金▶10万円▶問い合わせ▶日本赤十字社兵庫県支部▶078(362)4560、各地区本部へ。
●被災者福祉なんでも相談 避難所でのお年寄りの介護や車椅子が壊れて移動できないなど高齢者や障害者、その家族の悩みの相談窓口▶電話番号▶県対策本部生活救援部▶078(362)3855、4201、4206、障害者専用窓口▶078(362)3194、FAX番号▶078(362)3955▶受付時間▶午前9時〜午後7時。

●視覚障害者の相談窓口 災害を受けた視覚障害者を対象にした相談窓口です▶場所▶HABIE(ハビー)/阪神大震災視覚障害被災者支援対策本部▶06(441)4330▶2、4728(9)▶受付時間▶午前9時30分〜午後6時(2月12日まで)。

教育

●神戸商科大学入学試験会場の新設 A日程、B日程で、神戸会場のほか大阪会場を新設▶大阪会場▶大阪市北区豊崎3丁目河合整大阪校全進ビル▶問い合わせ▶同大学教務課▶078(794)6161へ。
●姫路工業大学入学試験会場の一部変更 理学部(C日程)の神戸商科大学会場を関西大学会場に変更▶関西大学会場▶大阪市北区長柄西1丁目関西大学天六学舎▶問い合わせ▶同大学理学部事務課▶07

915(8)0102へ。

●国公立大学の入学試験日程など
電話番号Ⅱ大学入試センター☎03(3465)8600。端末を設置している高校では、NTTキャブテンシステム「ハートシステム」でも検索可能。

●被災地域専用入試情報(入試日程変更
ハ口1電話)▼電話番号Ⅱ0120(86)0016▼利用時間Ⅱ午前9時〜午後9時(土・日は除く)。

●県立高等学校の授業料などの減免 住宅が全半壊または全半壊して生活困難になった生徒の授業料や入学料を免除▼期間Ⅱ平成7年1月から12カ月以内▼必要書類Ⅱ免除申請書▼問い合わせⅡ県教育委員会事務局財務課☎078(362)3744または各高校へ。

●県立大学の授業料などの減免 住宅が全半壊または全半壊して生活困難になった学生の授業料、入学料を免除▼期間Ⅱ平成7年4月から12カ月以内▼必要書類Ⅱ免除申請書など▼問い合わせⅡ※県教育課☎078(362)3103または各大学へ。

融 資

●生活福祉資金の特別貸付(小口資金貸付制度) 災害を受けた人に生活支援の資金を貸付▼対象Ⅱ被災で世帯員の死亡や負傷、住居の損壊などで生活に困窮している世帯で、緊急に必要な資金について他からの融通が困難であると認められる世帯▼貸付金額・利子などⅡ限度額:10万円▼特別な事情がある場合は20万円▼据置期間Ⅱ1年以内(無利子)▼償還期限Ⅱ据置期間の経過後4年以内(利率は年3%)▼必要書類などⅡ保証書、免許証など本人を確認する書類や印かんなど。保証人の署名、押印も必要▼受付場所Ⅱ神戸市の福祉事務所または各市町の社会福祉協議会。

税 金

●県税の申告・納付期限などの期限延長 平成7年1月17日以降に申告・申請・納付などの期限が到来する税については平成7年3月31日まで延長します▼指定地域Ⅱ神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三木市、川西市、津名町、淡路町、北淡町、津名郡一宮町、五色町、東浦町、西淡町▼対象Ⅱ課税地が指定地域にある人。なお、課税地が指定地域外にある人でも、住所地で被害を受けた人は、個別に申請することにより申告等の期限の延長が認められます▼対象税目Ⅱ個人事業税、法人県民税・事業税・不動産取得税・特別地方消費税▼問い合わせⅡ県財務事務所(362)3085または各県財務事務所へ。なお、個人住民税をはじめ市町民税については、各市町の担当課へ。また、国税については、各税務署にお問い合わせください。

そ の 他

●中小企業総合相談所 被災事業者を対象に事業の復旧について総合的に相談▼内容Ⅱ①当面の事業再開の相談(金融、保険、従業員対策、受発注など)②今後の事業計画、経営計画の相談など▼場所Ⅱ▽神戸地域:神戸市産業振興センター・神戸市中央区東川崎町1-18-4☎078(360)3211▽阪神地域:西宮商工会議所・西宮市植塚町2-20☎0798(26)4336▽淡路地域:津名町商工会館・津名町志筑新島5-12☎0799(62)0243▼受付時間Ⅱ午前10時〜午後5時(土・日・祝日も開設)。

INFORMATION

- ① Hyogo Prefecture is operating the Information & Advisory Service for foreign residents at Crystal Tower 5th floor near JR Kobe Station. The telephone number is 078-362-4558 or 078-362-4559. This service is in English, Chinese, Spanish and Portuguese.
- ② Foreign residents in the Kansai region are requested to contact the embassy in Tokyo or consulate in Kansai to confirm the safety and whereabouts.
- ③ When you would like to make the overseas call, all the telephones set up in the refuges are available. It's quite free of charge. Your relatives overseas may be worried about your whereabouts, just saying "Hello" on the phone will relieve your parents and friends.
- ④ When you need the medical treatment by the English-speaking doctor, please go to AMDA in Nagata Public Health Office. The telephone number is 078-579-2311
- ⑤ Quake sufferers are often asked to present a "Risai Shomei" certificate when applying for benefits such as rent-free or low-cost housing, or rescheduling of loan repayments. Business owners may also need it for getting special bank loans with easier terms. "Risai Shomei" is issued by the municipal government of disaster-hit areas. Because the document is based on an assessment of damages, processing one takes time. Survivors of the Jan. 17th quake who need the document urgently should apply to the municipal government for a "Risai Todokede Shomei", which is a temporary document certifying that the holder is currently applying for a Risai Shomei.

神戸市中央区東川崎町1-13神戸クリスタルタワー5階▼損害保険:☎078(362)4566〜8▼生命保険:☎078(362)4569、5017、5036▼家電製品:☎078(362)5182、5273▼受付時間Ⅱいずれも午前9時〜午後5時(日・祝日は除く)

●特設行政相談所開設 証書や通帳、運転免許証などを紛失、焼失した場合の手続きや他の都道府県への転出手続きなどについての相談窓口▼場所Ⅱ神戸市中央区海岸通神戸地方合同庁舎2階☎078(331)9096または078(321)1100▼受付時間Ⅱ午前10時〜午後4時。なお、2月9日・10日は午前10時〜午後4時。同庁舎1階で特別緊急行政相談所を開設。

●緊急外国人県民特別相談窓口 被災を受けた外国人に英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語で生活相談。身近な外国の方にお知らせください▼場所Ⅱ県民サービスセンター・神戸市中央区東川崎町1-11-3神戸クリスタルタワー5階☎078(362)4558〜9▼受付時間Ⅱ午前9時〜午後7時(日曜日は午前10時〜午後5時)。左の枠内参照。

義援金

- 神戸市 ▼さくら銀行神戸公務部・別段預金2660・神戸市
- 尼崎市 ▼さくら銀行尼崎支店・普通預金3764336・尼崎市災害義援金口、尼崎市収入役、堀内弘和
- 西宮市 ▼さくら銀行西宮支店・普通預金6870876・県南地震救援、西宮市収入役、元田五郎▼郵便振替・009501713100・西宮市災害救援金
- 芦屋市 ▼さくら銀行芦屋支店・別段預金1129・芦屋市収入役
- 伊丹市 ▼さくら銀行伊丹支店・別段預金6182・災害義援金、伊丹市収入役▼郵便振替・0097019173000、伊丹市災害対策本部
- 宝塚市 ▼三和銀行宝塚中山支店・普通預金3679333・県南地震救援、宝塚市収入役、阪本一郎
- 川西市 ▼さくら銀行川西支店・普通預金3653997・兵庫県南部地震川西市義援金、川西市収入役、荒木清
- 明石市 ▼さくら銀行明石支店・普通預金4763625・兵庫県南部地震義援金、明石市災害対策本部長、明石市長、岡田進裕▼郵便振替・009901617100、明石市災害対策本部
- 三木市 ▼さくら銀行三木支店・普通預金3611564・県南地震救援、三木市収入役、藤原進一
- 洲本市 ▼さくら銀行洲本支店・普通預金3671165・兵庫県南部地震義援金、洲本市収入役、橋本和朗
- 津名町 ▼さくら銀行志筑支店・普通預金41213287407・兵庫県南部地震津名町災害対策本部、津名町収入役生柳義一
- 淡路町 ▼さくら銀行岩屋支店・普通預金41313187984・淡路町災害対策本部、本部長、竹代秀雄

- 北淡町 ▼さくら銀行岩屋支店・普通預金3187992▼淡路信用金庫富島支店・普通預金0254811▼淡路信用組合富島支店・普通預金2701930▼富島郵便局・14340144819731▼JA日の出農協富島支店・普通預金0131200
- 一宮町 ▼さくら銀行志筑支店・普通預金1001121・津名郡一宮町収入役、河野光▼淡路信用金庫都家支店・普通預金0271289・兵庫県南部地震一宮町災害対策本部長 上田弘▼淡路信用組合都家支店・普通預金2701680・兵庫県南部地震一宮町災害対策本部長、上田弘
- 東浦町 ▼さくら銀行岩屋支店・普通預金3188000・東浦町災害対策本部、本部長、新泉京一▼淡路信用金庫飯屋支店・普通預金0217065・東浦町災害対策本部、本部長、新泉京一▼淡陽信用組合飯屋支店・普通預金2704680・東浦町災害対策本部、本部長、新泉京一▼郵便振替・0097010199000、東浦町災害対策本部
- 五色町 ▼淡路信用金庫都志支店・普通預金0312153・兵庫県南部地震五色町災害対策本部、五色町収入役、龍虎輝彦
- 西淡町 ▼さくら銀行湊支店・普通預金3184104・兵庫県南部地震西淡町災害対策本部、西淡町収入役、堀真智

救援物資

●救援物資の受け入れ ▼受人先▽各市町の災害対策本部▼県消防学校078(741)653152▽グリーンピア三木基地0794(83)5211

神戸市

市外国語大学 ▼験の日程など

ボランティア

- ボランティアの登録など▼兵庫県社会福祉協議会ボランティアセンター078(251)3426▼神戸市市民人材センター078(271)5306▼各市町社会福祉協議会ボランティアセンター
- 神戸市 06(481)7733
- 西宮市 0798(23)1142
- 芦屋市 0797(32)7530
- 伊丹市 0727(72)0221
- 宝塚市 0797(81)2443
- 川西市 0727(59)5200
- 明石市 078(924)9105
- 三木市 0794(82)0564
- 洲本市 0799(26)0022
- 津名町 0799(62)5215
- 淡路町 0799(72)3111
- 北淡町 0799(82)1144
- 一宮町 0799(85)2048
- 五色町 0799(33)0503
- 東浦町 0799(74)4877
- 西淡町 0799(36)2083

の変更 ▼試験日 2月25日が2月26日に変更 会場 第一会場(同大学)のほか第二会場・大阪市住吉区杉本313138大阪市立大学でも実施 問い合わせ 同大学学生課078(794)8133へ。

●神戸市立工業高等専門学校入学試験日などの変更 ▼出願締め切り 2月10日が2月17日に変更 試験日 2月19日が2月26日に変更 問い合わせ 同高等専門学校事務室078(795)3311へ。

●税金、各種料金の納期限延長など 地震後に納付期限が到来するものについて原則として平成7年3月31日まで延長 対象 市税、市営住宅使用料、国民健康保険料、幼稚園保育料、上下水道料金(1月28日)3月18日に納期限が到来する1期・2カ月分) 問い合わせ 同市財務課078(322)5137へ。

●消費生活相談契約上のトラブルなどの相談窓口 ▼場所 神戸市生活情報センター・神戸市中央区橋通3丁目神戸市生活学習センター内078(361)6979へ。

尼崎市

市民税などの納付 告知期限延長

西宮市

●窓口情報 ▼確実証明書の発行 被災状況調査終了後発行 問い合わせ 同市福祉総務課0798(35)3133へ。

●火災の損害届 火災にあわれた人は最寄りの消防署へ被害届の提出を 問い合わせ 同市消防局管理課0798(26)0119へ。

●証明手数料の免除 ▼家屋が倒壊した市民は住民票の写し、外国人登録済証明書、印鑑登録証明書などの手数料が免除 問い合わせ 同市民課0798(35)3112 地震が原因で必要になった市民税の課税証明、納税証明、固定資産評価証明について手数料を免除

●城内地区出張所、城内児童館・同市北城内48は閉鎖中。

●月17日以降に納付期限が到来する市民税、固定資産税、都市計画税の納付や申告を3月31日までに 問い合わせ 個人市民税(特別徴収)と法人市民税：同市市民税第2課06(489)6258 固定資産税と都市計画税：同市資産税課06(489)6261へ。

＜被災児童福祉相談＞

被災家庭の児童について必要な援助を行うため、県下の児童相談所に開設しています。相談内容は ①保護者が死亡あるいは負傷、入院、震災の復旧等により児童の保護・養育に困っている相談 ②震災により、情緒不安定になっている児童や保護者のこころの相談 ③その他児童についてのあらゆる相談に応じます。

相談場所

- 兵庫県中央児童相談所
明石市北王子町13-5
☎078(923)9966 078(925)4152
- 兵庫県中央児童相談所洲本分室
洲本市塩屋2-4-5 ☎0799(26)2016

- 兵庫県西宮児童相談所
西宮市青木町3-23 ☎0798(71)4670
- 兵庫県西宮児童相談所柏原分室
水上郡柏原町柏原688 ☎0795(72)0500
- 兵庫県姫路児童相談所
姫路市新在家本町1-1-58 ☎0792(97)1261
- 兵庫県豊岡児童相談所
豊岡市幸町1-8 ☎0796(22)4314
- 神戸市児童相談所
神戸市中央区東川崎町1-3-1 ☎078(382)2525

相談場所

午前9時～午後5時(当分は土・日も開設)

●借家などに関する相談 ▼問い合わせ
伊丹市西台2-1-11丸八第一ビル2

伊丹市

▼問い合わせ 同市税制課 ☎0799(35)3251へ。
●遺骨仮安置 同市で火葬した遺骨は満池谷納骨堂に仮安置しています▼問い合わせ 同市斎園サービス公社 ☎0798(35)3306へ。
●留学生相談窓口 留学生からの生活情報、ホームステイ希望などの相談窓口▼問い合わせ 同市国際交流協会 ☎0799(35)3459へ。
●テレホンガイド「まち知るべ」 音声とFAXで災害対策情報を提供▼電話による利用 ☎0799(22)3456へ
電話「0」をダイヤル→サービスコード「144」または「922」をダイヤルしてください▼FAXによる利用 ☎0799(22)3456へ電話→10秒後に「0」をダイヤル→サービスコード「144」または「922」をダイヤル→続けて「0」をダイヤル→FAXスタートボタンを押して電話を切ってください▼問い合わせ 同市広報課 ☎0799(35)3401へ。

●窓口情報 ▼市役所南館経済課▼業務内容：死亡届、罹災証明、原動機付自転車登録を受け、障害者、高齢者など福祉相談窓口を開設▼受付時間：午前9時～午後9時▼芦屋浜市民サービスコーナー

芦屋市

●無料法律相談(借地、借家人110番) 弁護士と市民相談員が無料で法律相談▼開設日 2月10日まで(土・日は除く)▼受付時間 午前10時～午後4時▼受け付け 当日、午前9時から先着順▼問い合わせ 同市民対話室市民相談窓口 ☎0727(84)8011へ。

明石市

●被災者相談センター 住宅、道路、水道、福祉、消費生活などの相談窓口▼場所 市役所2階ロビー ☎078(912)1111▼受付時間 午前7時～午後10時。
●災害援護資金の貸付 ▼対象 住宅が全半壊した市民など。所得制限あり▼貸付金額・利率など▼限度額 350万円▼据置期間 3年または5年▼償還期間 据置期間の経過後7年または5年以内(利率は年3%)▼申し込み・問い合わせ 4月28日までに同市福祉総務課 ☎078(918)5025へ。
●市税などの納付期限延長と減免 ▼納期限延長 市・県民税第4期分：1月31日が3月31日▼固定資産税・都市計画税第4期分：2月28日が3月31日▼減免 被災の程度や所得に応じて市税を減免▼問い合わせ 同市税制課 ☎078(918)5072へ。

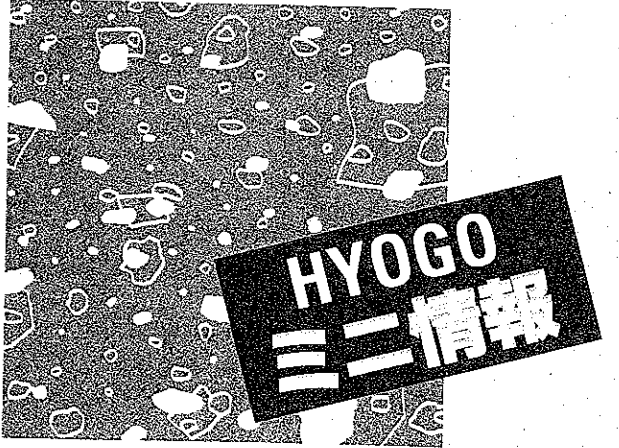
●上下水道料金の納期限延長 1月24日から3月6日までに上下水道料金を支払う市民のうち希望者は納期を延長▼問い合わせ 同市水道部営業課 ☎078(918)5065、同市下水道部業務課 ☎078(918)5048へ。
●西明石サービスコーナー JR西明石駅構内の同コーナーを閉鎖中▼問い合わせ 同市民課 ☎078(918)5020へ。

県と各市町の災害対策本部 (県対策本部 ☎078(360)2430～3)

神戸市 ☎078(322)5117～22	三木市 ☎0794(82)2000
尼崎市 ☎06(489)6824	洲本市 ☎0799(22)3321
明石市 ☎078(912)1111	津名町 ☎0799(62)0001
西宮市 ☎0798(35)3600	淡路町 ☎0799(72)3111
☎0798(35)3626～7	北淡町 ☎0799(82)1144
芦屋市 ☎0797(38)2099	一宮町 ☎0799(85)1122
伊丹市 ☎0727(83)1234	五色町 ☎0799(33)0160
宝塚市 ☎0797(71)1141	東浦町 ☎0799(74)4101
川西市 ☎0727(40)1111	西淡町 ☎0799(36)3311

川西市

●総合相談窓口 罹災証明書、災害見舞金、市民税など各種税金の減免などの相談▼問い合わせ 同市災害対策本部 ☎0727(40)1111へ。
●罹災証明書の発行 家屋に被害を受けた市民に発行▼問い合わせ 同市福祉総務課 ☎0727(40)1172へ。
●災害援護資金の貸付 貸付額は所得額や被害程度により異なる▼問い合わせ 同市福祉総務課 ☎0727(40)1172へ。



生徒

●県立山の学校 森林についての知識や技能、体験学習などから自然や人とのふれあいを学ぶ全寮制学校▼定員20人(選考)▼期間11年▼対象県内在住で中学校を卒業した15歳〜20歳までの男子(3月中学校卒業見込者含む)▼その他授業料無料。月納金(食費など)5万円▼申し込み・問い合わせ2月24日〜3月23日に、願書と必要書類を持参し、本人が直接、同校・山崎町五十波字尾崎430-2 ☎0790(62)8088へ。

●県立神出学園 ゆとりある生活のなか自己についての理解を深め、進路を見つける全寮制学校▼定員約20人(選考)▼期間2年以内▼対象県内在住で中学校を卒業した20歳未満の人(3月中学校卒業見込者含む)▼その他授業料無料。月納金(食費など)約6万円▼申し込み・問い合わせ2月13日〜3月8日(必着)に、願書と必要書類を、同校・神戸市西区神出町小栗野30 ☎078(965)1122へ。

●ピッコロ演劇学校・舞台技術学校▼定員①演劇学校本科:50人②演劇学校研究科:25人③舞台技術学校:40人▼期間11年▼対象①18歳〜30歳の人の人など②同校本科修了生など③18歳〜35歳のの人など▼試験日・方法①3月26日・作文、演技など②3月25日・作文、演技など③4月2日・作文、筆記試験など▼申し込み・問い合わせ①②③3月22日(郵送の場合)3月21日必着③3月28日(郵送の場合)3月27日必着 までに、所定の応募用紙と必要書類を、ピッコロシアター・尼崎市南塚町3-17-18 ☎06(426)1940へ。二次募集あり。

●県立神戸工業高校専修コース(夜間)▼学科建築科・機械科・科・土木科・術科▼定員若干名▼期間2年

募集

●県立神戸商科大学ホストファミリー 外国人留学生のホームステイを受け入れるホストファミリーを募集▼資格1. 垂水区と西区のバス・地下鉄沿線に住んでいる人▼期間11年以内▼申し込み・問い合わせ電話で、同大学・神戸市西区学園西町812-11 ☎078(794)6161へ。

講座

●子育て通信学習「こいのりセミナー」受講生 幼児期までの子どもを持つ若い父母などが家庭で子育てについて学べる講座▼コース1. マニエライフ: 新婚家庭から1歳半までの子どもを持つ人など▼コース2. ファミリー: 1歳半〜3歳の子どもを持つ人など▼期間4月〜11月▼受講料5千円▼申し込み・問い合わせ3月31日までに、電話で、県立こいのり館・姫路市桜山湖畔 ☎0792(67)2433へ。

▼対象1. 高校または同等以上の学校を卒業した人(3月高校卒業見込者含む)。同一学科出身者は除く▼試験日・方法3月16日・作文と面接▼申し込み・問い合わせ2月25日〜28日(必着)に、願書と必要書類、入学査料850円を、同校・神戸市兵庫区和田宮通2-1-1 ☎078(651)2811へ。

●県立長田商業高校情報・経理専修コース(夜間) 通産省第二種情報処理・日商簿記1級の合格を目標とする経理実務、コンピュータ習得コース▼定員40人▼期間2年▼対象1. 高校または同等以上の学校を卒業した人(3月高校卒業見込者含む)。商業科を卒業または卒業見込者は除く▼試験日・方法3月5日・筆記試験▼申し込み・問い合わせ2月13日〜25日(必着)に、願書と必要書類、入学査料850円を、同校・神戸市長田区池田谷町2-15 ☎078(631)0616へ。

●県立白鷺工業高校産業機械科特別専修コース(夜間) ▼定員若干名▼期間1年以上▼対象1. 高校第1学年以上の課程を修了または同等以上の年齢で学歴があると認められる人。同一学科出身者は除く▼試験日・方法3月24日・面接▼申し込み・問い合わせ3月18日〜23日(必着)に、願書と必要書類、入学査料850円を、同校・姫路市伊伝居800-1 ☎0792(84)0115へ。

●県立神戸高等技術専門学院 ▼学科①機械工学科・情報工学科・OAシステム科・自動車整備科②グラフィックアート科・インテリア施工科▼定員各30人▼期間2年(自動車整備科は1年)▼対象1. 高校を卒業または同等以上の学力を有すると認められる人②中学校を卒業した18歳未満の人(4月1日現在) いずれも3月卒業見込者含む▼試験日・方法3月2日・筆記試験と面接▼出願期間3月1日まで▼問い合わせ同学院・神戸市西区学園東町51-2 ☎078(794)6630へ。

●県立姫路高等技術専門学院 ▼学科①エネルギー制御工学科②電子制御工学科③自動車工学科④塑性加工科・溶接科・金属塗装科⑤機械加工科・機械製図科▼定員①20人②30人③15人④各40人▼期間①②④2年③1年▼対象1. ②③④高校を卒業した人(3月高校卒業見込者含む)④3月中学校卒業見込みの人⑤中学校を卒業した人(3月中学校卒業見込者含む)▼試験日・方法①②③3月7日・筆記試験と面接④3月3日・作文と面接⑤3月16日・公立高校と同じ▼出願期間①②③2月13日〜3月3日④2月20日〜23日⑤2月21日〜23日▼問い合わせ同学院・姫路市町坪108 ☎0792(98)0900へ。

その他

●政府委託公報 測量士・測量士補試験▼試験日時▼測量士: 5月21日、午前10時〜午後4時▼測量士補: 5月21日、午後1時30分〜午後4時30分▼試験地1. 東京都、大阪府など15都府県市▼願書交付1. 郵送での請求は、あて先を記入し切手を貼った返信用封筒を同封のうえ、封筒の表に「願書請求」と朱書きし、建設省国土地理院・〒305茨城県つくば市北郷1-1または建設省国土地理院近畿地方測量部・〒540大阪市中央区大手前4-1-176大阪合同庁舎第4号館へ。 ※県土木部総務課建設振興室、各土木事務所でも交付(郵送不可)▼申し込み2月28日(消印有効)までに、郵送の場合は、封筒の表に「測量士(測量士補)試験」と朱書きし、書留で、国土地理院へ▼問い合わせ1. 国土地理院近畿地方測量部 ☎06(941)4507または ※県建設振興室へ。

イベント

●県立人と自然の博物館「生きた植物にどこまで迫るか」(絵画、写真、レブリカなどの展示手法を使い、生きたままの姿にいかにも近づけるかを紹介。2月26日まで)▼入館料Ⅱ一般200円、大・高生150円、中・小生100円。県内在住、在学中の中・小生はココロカードを持参すれば無料▼場所Ⅱ同館・三田市弥生が丘6☎0795(59)2001。月曜休館。

●県立歴史博物館「絵画の流れ―伝統と革新―」京都国立博物館所蔵の絵画などを紹介。2月11日～3月12日▼入館料Ⅱ一般800円、大・高生650円、中・小生350円。県内在住、在学中の中・小生はココロカードを持参すれば無料▼場所Ⅱ同館・姫路市本町68☎0792(88)9011。月曜休館。

花のみどころ

●フラワーセンター▼主な催しⅡラン展示会：3月2日～5日。出展作品も募集中▼見どころⅡ①花壇(パンジー、ピオラ、ハナナなど)②温室(球根ペゴニア、カトレア、ストレプトカーパスなど)▼入園料：大人400円、高・中生250円、小学生100円▼場所Ⅱ加西市豊倉町飯森1282-1☎0790(47)1182。水曜休園。

●淡路ファームパーク▼主な催しⅡツバキなどの品種展示会：2月25日～27日。珍しい品種も紹介▼見どころⅡ①ロックガーデン(宿寿草、ミスミンソウなど)②温室(カトレア、ハルデンベルギアなど)▼入園料Ⅱ大人400円、高・中生250円、小学生100円▼場所Ⅱ三原町八木養宜上1396☎0799(42)2440。火曜休園。

CONTENTS

「この悲しみ乗り越え 復興を誓う」

兵庫県知事 貝原俊民 1

特報

平成7年兵庫県南部地震

激震直撃 都市機能まひ 2

緊急対策から生活支援対策へ 7

インフォメーション

震災に関する生活情報 9

HYOGOミニ情報 13

(表紙：黒煙をあげて炎上する神戸市長田区(1月17日))

ニューひょうご臨時号

1995年2月5日発行

発行・兵庫県広報課

〒650 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

☎078(341)7711

印刷・神戸新聞総合出版センター

但馬・四季彩'94

●兵庫県南部地震による中止イベント・延期イベント

▼中止イベント＝▽雪を活かしたまちづくり大会…2月8日・9日(浜坂町)▽古代ミュージカル・ロマン「天日槍物語」水と炎の但馬伝説…2月24日(神戸市)▽但馬・理想の都スキー大会…3月5日・6日(関宮町)▼延期イベント＝但馬・理想の都スキー大会…1月29日が2月19日に変更(温泉町)▼問い合わせ＝祭典情報センター☎0796(23)5000。

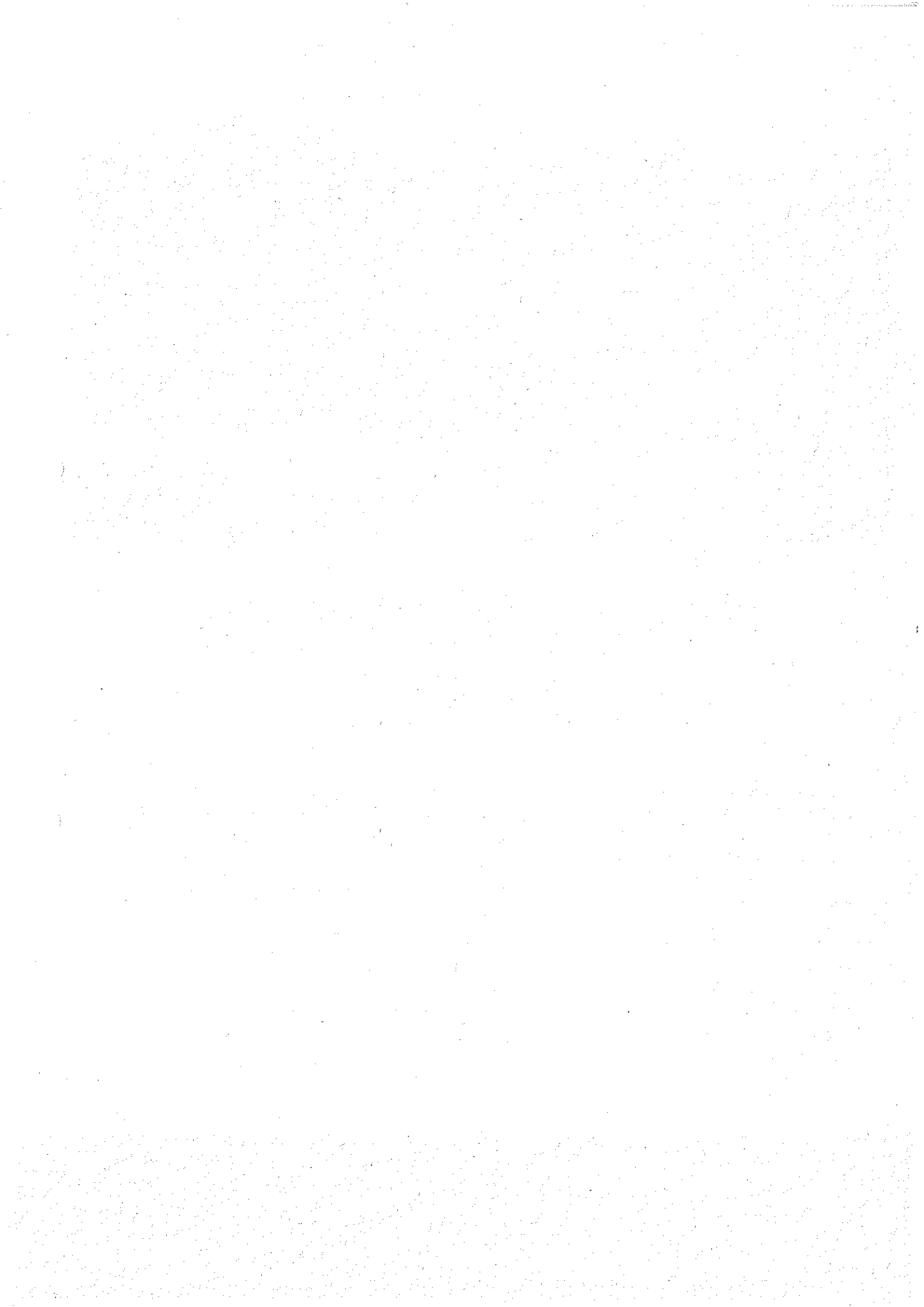
●このコーナーで※印のある申し込み、問い合わせ先は兵庫県庁 〒650 神戸市中央区下山手通5-10-1 ☎078(341)7711です。ダイヤルされたあと、記載の担当課名をお申し出ください。

身体障害者・戦傷病者の郵便投票 証明書の交付申請及び更新の手続き

統一地方選挙などで、郵便による不在者投票をするためには郵便投票証明書が必要です。身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持つ有権者で、下表の障害のある人にかぎり市区町選挙管理委員会から交付されます。なお、有効期限は交付の日から4年です。更新の手続きは早めをお願いします。

手帳の種類	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹または移動機能の障害	1級もしくは2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、小腸または直腸の障害	1級もしくは3級
戦傷病者手帳	両下肢または体幹の障害	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓または呼吸器の障害	特別項症から第3項症まで

問い合わせ＝※県選挙管理委員会または各市・区・町選挙管理委員会へ。





兵庫県南部地震災害義援金に ご協力をお願いします。

この度の兵庫県南部地震は、兵庫県を中心として甚大、深刻な被害をもたらしました。ボランティア活動、義援金の預託など、全国の皆さんから温かい支援をいただいています。

しかしながら、生活が正常化するまでには相当の期間を要するものと見込まれ、被災者の立ち直りのための義援金を募集しています。

問い合わせ先

日本赤十字社兵庫県支部分室
「兵庫県南部地震災害義援金」係

〒650 神戸市中央区下山手通5丁目7-11 兵庫県母子会館内

☎ (078) 362-4560・4561

●銀行振込の場合

銀行名	さくら銀行山手支店	但馬銀行本店営業部
口座種別	普通口座	普通口座
口座番号	3500099	3350013
名義	日本赤十字社兵庫県支部	日赤兵庫県支部

●郵便振替の場合

口座番号	00170-6-1020
名義	日本赤十字社

*振込に際しては、振込者氏名欄に「兵庫県南部」と併記してください。
また、この義援金については、所得税・法人税・個人住民税の寄付金控除対象となります。